越知町指定給水装置工事事業者　各位

越知町長　小田　保行

（公印省略）

指定給水装置工事事業者指定の更新制について（通知）

日頃より越知町水道事業にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より、指定の更新制が施行されました。この改正法により、指定の有効期間が従来の無制限から5年間となることに伴い、指定工事事業者様におかれましては有効期間内での更新手続きが必要となります。

初回の更新時期については、政令の規定に基づき、従来の制度で指定を受けた日によって更新までの有効期間が異なりますので、該当する有効期間を確認のうえ、期間内に手続きをお願いします。

1. 有効期間及び更新の受付期間

|  |  |
| --- | --- |
| 越知町の指定を受けた年月日 | 初回更新までの指定の有効期間 |
| 平成10年4月1日～平成11年3月31日 | 令和2年9月29日まで |
| 平成11年4月1日～平成15年3月31日 | 令和3年9月29日まで |
| 平成15年4月1日～平成19年3月31日 | 令和4年9月29日まで |
| 平成19年4月1日～平成25年3月31日 | 令和5年9月29日まで |
| 平成25年4月1日～令和 1 年9月30日 | 令和6年9月29日まで |

1. 申請時に必要な提出書類等（水道法第25条の2を準用）
   1. 様式第１（指定申請書と同様）
   2. 様式第２（欠格要件に該当しないことの誓約書）
   3. 機械器具調書
   4. 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
   5. 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの
2. 申請時に確認する内容
   1. 指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
   2. 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、対応工事等）
   3. 給水装置工事主任技術者等の研修の受講状況
   4. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置状況
3. 更新に係る事務手続き手数料（越知町給水条例第39条による）

10,000円

1. 更新制に関するお問い合わせ先

　　　　越知町役場環境水道課

　　　　0889-26-1114